

平成27年第1定例会3月9日

○議長 宮城清政君 それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 赤嶺雅和議員、10番 大城 毅議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第2．議長諸般の報告を行います。まず、町長から追加議案としまして、議案第17号 平成26年度南風原町一般会計補正予算（第10号）他、特別会計5件の補正予算と、議案第23号 O C Rシステム備品購入の請負契約について提出されております。

議員からは、議員提出議案としまして意見書第1号 安倍政権による民意無視での辺野古新基地建設の強行に抗議し、新基地建設の中止と普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書について提出がありますので本日議題とします。以上をもって諸般の報告といたします。

これから議案の上程に入ります。

日程第3．意見書第1号 安倍政権による民意無視での辺野古新基地建設の強行に抗議し、新基地建設の中止と普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第3．意見書第1号 安倍政権による民意無視での辺野古新基地建設の強行に抗議し、新基地建設の中止と普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書についてを議題とします。まず、本案に関し提出者から趣旨説明を求めます。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それでは、意見書第1号を読み上げて提案をしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

意見書第1号平成27年3月9日 南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 大城 毅。賛成者といたしまして、町議会議員 新垣由雄議員、大城 勝議員、大宜見洋文議員、照屋仁士議員、花城清文議員、赤嶺雅和議員、宮城寛諄議員。

平成27年第1定例会3月9日

安倍政権による民意無視での辺野古新基地建設の強行に抗議し、新基地建設の中止と普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

安倍政権による民意無視での辺野古新基地建設の強行に抗議し、新基地建設の中止と普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書 辺野古新基地建設の是非が争点となった昨年の地元名護市の市長選挙と市議選挙、県知事選挙と衆議院選挙の県内すべての小選挙区の結果で、名護市辺野古への米軍新基地建設の中止を求める県民の民意は明確に示された。にもかかわらず、政府は新基地建設工事に向けてフロートを固定する10トンから45トンものコンクリートブロックなどを辺野古の海の岩礁破碎許可区域外に投入し、サンゴなど豊かな自然環境を破壊している。政府は、沖縄県によるその実態調査にも非協力的態度を示している。また、県民の抗議活動に対して海上保安庁は、女性に馬乗りになる、抗議の市民を後ろ手に拘束するなど報道されており、過剰警備が指摘され、住民に不測の事態が起きかねない状況にある。さらに政府は、一連の選挙で示された民意を踏みにじり、翁長県知事との対話も拒否、県知事の工事中止、県民の安全確保の要請にも応えず、新基地建設作業を強行するのは民主主義に反する行為で、とうてい許されるものではない。2月16日、翁長県知事は、辺野古沖のサンゴ破壊で沖縄防衛局に辺野古沖のブロック設置停止を指示、知事権限を行使し、「許可取り消しを視野に必要な段階を踏まえる。県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地を造らせないという公約実現に取り組む」との姿勢を示した。戦後70年、沖縄戦の悲惨な体験から培った平和を希求する「沖縄の心」、平和で豊かな沖縄をめざす民意は、日米政府の圧力に屈することはない。よって、本町議会は、県民の生命と安全を守る立場から海上保安庁の過剰警備をやめるよう求めるものである。さらに、民意を無視して辺野古沖の埋め立て作業を強行する政府に対して抗議し、米軍新基地建設の中止と普天間基地の閉鎖・撤去を強く要求する。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成27年（2015年）3月9日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、第11管区海上保安本部長。以上です。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第1号 安倍政権による民意無視での辺野古新基地建設の強行に抗議し、新基地建設の中止と普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第17号 平成26年度南風原町一般会計補正予算(第10号)

○議長 宮城清政君 日程第4. 議案第17号 平成26年度南風原町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第17号 平成26年度南風原町一般会計補正予算(第10号) 平成26年度南風原町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,929万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億2,938万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費の補正)第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。(地方債の補正)第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第17号 平成26年度南風原町一般会計補正予算(第10号)につきまして、概要を説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、国の補正予算の対応に伴う補正、歳入歳出について不用額を極力抑えるための最終補正及び特別会計への繰出金の補正などの必要が生じたので、歳入歳出をそれぞれ7億7,929万円増額し、補正後の一般会計予算額は145億2,938万2,000円となります。より詳細な説明が必要な場合は、質疑のなかでそれぞれの担当部課長から説明させていただきます。補正総額7億7,929万円の内容につきましては、11ページ以降の事項別明細から説明します。なお、今回の補正額の増減理由としましては、ほとんどが実績見込みによるものであります。増減額の大きな項目等について説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、6ページの第2表繰越明許費補正について説明します。1款1項、議会費の会議録作成事業33万円は、議会会議録（159号から12月定例会分）の作成が遅れていることによるもので、4月中の完了を予定しています。2款1項、総務管理費の電子計算事務事業4,057万5,000円は、社会保障・税番号制度導入に係る電算個別業務委託料2,838万1,000円と電算備品購入1,219万4,000円の繰越によるもので、システムの構築等に時間を要することから平成28年1月末の完了を予定しています。同委託料は、国の補正予算に対応し、今回歳出33ページで計上の電算個別業務処理委託料1,064万9,000円を合算した額であります。また、電算備品購入は、機器納入の遅れによるもので、4月末完了を予定しています。3款2項、児童福祉費の安心こども基金事業4,749万7,000円は、12月補正で計上した、さんご保育園（分園）園舎建築事業で、工事に時間を要することから、11月末完了を予定しています。6款1項、農業費の農業経営基盤促進対策事業1億9,521万6,000円は、ファーマーズマーケット南風原の建設工事において、県内外で建設工事が集中したことで鋼材資材が不足し、資材調達に時間を要したことによるもので、4月末完了を予定しております。山川地区畑地かんがい排水等整備事業1,667万円は、工事入札不調に伴う再入札による期間延長や管理道路において用地境界等の確定に時間を要したことによるもので、6月末完了を予定しています。8款2項、道路橋梁費の町道3号線道路改良事業2,574万9,000円は、県事業の河川工事において磁気探査の結果に基づく土留仮設工法選定に時間を要したことによるもので、9月末完了を予定しています。町道10号線道路改良事業2億3,424万6,000円は、物件補償に時間を要したことによるもので、9月末完了を予定しています。町道113号線道路改良事業7,888万8,000円は、用地交渉に時間を要したことによるもので、9月末完成を予定しております。町道150号線道路改良事業4,116万8,000円、町道276号線道路改良事業1,692万2,000円は、県道82号線との取付協議に時間を要したことによるもので4月末完了を予定しております。4項、都市計画費の都市計画振興事業496万8,000円は、県との調整に時間を要したことによるもので、9月末完了を予定しております。宮平学校線街路事業1億8,574万5,000円は、物件補償等に時間を要したことによるもので、6月末完了を予定しております。津嘉山中央線街路事業9,030万4,000円は、物件補償に時間を要したことによるもので、9月末完了を予定しております。

7ページです。9款1項、消防費の災害時等避難施設整備事業3,660万円は、地域住民と建築設計の協議に時間を要したことによるもので、9月末完了を予定しております。10款2項、小学校費の北丘小学校西側避難通路整備事業1,522万8,000円は、斜面の測量調査には一定の降水量が必要であるが、必要雨量がなかったことによるもので、8月末完成を予定しております。8款4項、都市計画費のウガンヌ前公園整備事業5,547万7,000円から1億8,367万3,000円への補正は、県有地購入において借地人及び県との協議に時間を要したことによるもので9月末完了を予定しております。追加と変更による繰越明許費の合計は14億8,453万5,000円となります。

続きまして、8ページの第3表地方債補正についてご説明します。教育債の小学校整備事業債は、北丘小学校大規模改造事業における補助基準の変更に伴う補助金の増や南風原小学校及び翔南小学校体育館防災機能強化事業の事業費減等により、限度額1億9,590万円から4,520万円を減額し、変更後の限度額は1億5,070万円となります。幼稚園整備事業債は、北丘幼稚園大規模改造事業における補助基準の変更に伴う補助金の減等により、限度額3,910万円に620万円を増額し、変更後の限度額は4,530万円となります。なお、補正後の地方債限度額は、11億9,410万円となります。

次に、歳入についてご説明します。11ページ、12ページ。1款1項1目。個人町民税、2目。法人町民税（現年課税分）、2項1目。固定資産税の増は、12月末の実績見込みによるものです。1項2目。法人町民税（滞納繰越分）の減は、当初予算積算時の計算誤りによるものです。

13ページから18ページ。13ページの利子割交付金から18ページの地方交付税までの増減額は、沖縄県からの通知による計上となっております。

19ページ。11款1項1目。民生費負担金1,029万9,000円の増は、町立保育所及び法人保育園の保育料及び主食費で、所得階層区分の変更等によるものです。

20ページ。12款1項4目。教育使用料746万2,000円の減は、幼稚園保育料及び入園料、預かり保育料において減免対象者が当初見込みよりも増えたことや公民館使用料の実績見込減によるものです。

21ページ。12款2項2目。衛生手数料35万4,000円の減は、東部清掃施設組合汚泥再処理センターへの早期搬入に伴う実績減によるものです。

22ページ。13款1項1目。民生費国庫負担金447万8,000円の減は、サービス受給者増等による介護・訓練等給付費負担金1,678万7,000円、障害者自立支援医療費負担金488万4,000円、実績に基づく保険基盤安定負担金137万9,000円の増はあるものの、認可保育園運営費の実績見込みによる保育所運営費国庫負担金2,752万8,000円の減によるものです。

23ページ。13款2項1目。民生費国庫補助金7,241万1,000円の減は、各補助金の実績によるものです。2目。衛生費国庫補助金28万2,000円の増は、浄化槽設置補助金の実績がなく循環型社会形成推進交付金64万7,000円の皆減はあるものの、検診受診者増等によりがん検診推進事業補助金92万9,000円の増によるものです。3目。土木費国庫補助金501万1,000円の減は、町民への住宅リフォームに対する支援事業補助金の国庫補助対象分98万9,000円の増はあるものの、歳出47ページ、大名地内の下水排水路を整備する地方改善施設整備工事業採択がなく皆減によるものです。4目。教育費国庫補助金138万1,000円の増は、「がんばる地域交付金」の決定通知によるものです。51ページの3目。学校建設費へ充当しております。6目。総務費国庫補助金1,017万6,000円の増は、国の補正予算に対応し、平成27年度事業を前倒しして計上した歳出33ページの社会保障・税番号制度導入に係る電算個別業務処理委託料への補助金の計上であります。

24ページ。14款1項1目。民生費県負担金833万9,000円の増は、保育所運営費県負担金1,376万4,000円の減はあるものの、その他の負担金の実績見込みの増によるものです。

25ページ。14款2項1目。総務費県補助金2,244万7,000円、2項。民生費県補助金3,110万8,000円の減は、実績に基づく減額です。4目。農林水産業費県補助金1,517万4,000円の減は、国の追加補正による平成27年度事業前倒しによる青年就農給付金事業補助金975万円の増はあるものの、ファーマーズマーケット南風原の建設工事入札残による産地形成促進施設整備費補助金1,989万円の減などによるものです。5目。土木費県補助金49万4,000円の増は、歳入23ページで説明したことによるものです。6目。教育費県補助金1,488万1,000円の増は、学校施設環境改善交付金（幼稚園）が入札等による1,414万4,000円減はあるものの、学校施設環境改善交付金（小学校）が補助基準単価増で2,902万5,000円の増によるものです。12目。起業支援型地域雇用創造事業補助金、14目。地域人づくり事業補助金、26ページ14款3項1目。総務費県委託金の減は、実績によるものです。

27ページ。15款1項2目。利子及び配当金71万3,000円の増は、基金の繰替運用に伴う基金利子の増によるものです。

28ページ。16款1項12目。ふるさと寄付金18万円の増は、3名の方からの寄付によるもので、歳出33ページふるさと応援基金積立金に同額を計上しています。

29ページ。17款1項1目。財政調整基金繰入金7億5,156万3,000円の増は、10号補正歳入歳出の調整により基金からの取り崩しを行うことによるものです。なお、補正後の同基金残高は8億7,301万8,000円となります。3目。ふるさとづくり基金繰入金190万円の減は、歳出33ページ南風原町育英会補助金の県内派遣補助金の実績見込みによるものです。

30ページ。19款5項。雑入1,282万2,000円の増は、公売がなかったことによる滞納処分費78万3,000円の減はあるものの、保育所運営費国・県負担金の確定に伴う追加交付569万7,000円、学校給食費保護者等負担金500万円の実績見込みの増等によるものです。

31ページ。20款。町債は、8ページで3ご説明したとおりとなっています。

続きまして、歳出です。職員の人件費については、各節の実績額を見込んでそれぞれの款項で増減しています。人件費の増減の主な理由は、勸奨退職に伴う退職手当特別負担金の計上、時間外勤務及び休日勤務手当の組み替え等があります。一般会計及び特別会計の職員給与等総額では、5人の育児休業等の影響で994万1,000円の減があります。各ページでの説明は省略させていただきます。

32ページ。1款1項1目。議会費226万円の減は、実績見込みによる減となります。

33ページ。2款1項3目。財産管理費259万3,000円の減は、那覇市首里崎山町にある町名義の墓地にかかる公有財産調査について、県事業の地積調査が未確定のまま完了と

なったことから実施できなかったこと、また、町民広場植栽工事につきましては、土質の問題で当初予定していた工事では抜本的な対応ができないことから、それぞれ全額補正減することによるものです。12目．地域づくり推進事業費190万円の減は、歳入29ページで説明したとおりです。14目．電子計算費904万9,000円の増は、情報推進嘱託職員の採用遅れによる160万円の減はあるものの、社会保障・税番号制度導入のシステム改修に係る電算個別業務処理委託料の計上によるものです。同委託料は、国の補正予算に対応し、平成27年度事業を前倒ししての計上となっています。

34ページの徴税费から37ページの統計調査費は、実績見込みによる減となっています。

続きまして38ページ。3款1項1目．社会福祉総務費3,678万円の増は、国民健康保険特別会計へ繰出す財政安定化支援事業繰出金が国からの通知により2,607万6,000円の増、実績に基づく保険基盤安定繰出金1,109万4,000円の増等によるものです。なお、一般被保険者療養給付費の3パーセントから5パーセントを繰出しているその他一般会計繰出金については、前期高齢者財政調整制度により国民健康保険特別会計への赤字額が大きくなっていることから、今後の国の動向等に大きく影響するため今年度は同繰出金を計上しておりません。2目．老人福祉費1,693万4,000円の増は、平成25年度の後期高齢者医療療養給付費の不足額を負担する積算金1,491万4,000円の増等によるものです。

39ページ。3目．心身障害者福祉費4,343万7,000円の増は、障害者自立支援給付費3,205万8,000円、障害者自立支援医療費887万7,000円、補装具給付費151万7,000円増等の実績見込みによるものです。10目．臨時福祉給付金事業費6,407万1,000円減は、実績見込みによるもので、支給対象人数を9157人で見込んでおり、2月末現在の申請者数は8188人で申請率89.4パーセントとなっております。

41ページ。3款2項2目．保育所運営事業7,571万7,000円の減は、用地の課題による、みつわ保育園（分園）の事業取り下げに伴う保育所緊急整備事業補助金2,511万7,000円の減及び実績見込みで法人保育園に係る運営費及び3歳児以上児主食費4,955万円の減によるものです。3目．児童厚生施設費1,084万円の減は、実績見込みにより学童クラブ開所時間延長支援事業補助金等の減によるものです。4目．子育て世帯臨時特例給付金事業費27万5,000円の減は、実績見込みによるもので、支給対象人数を5,288人で見込んでおり、2月末現在の申請者数は5,236人で申請率99パーセントとなっております。

42ページ。4款1項1目．保健衛生総務費373万9,000円の減、4目．環境衛生費159万4,000円の減、成人保健対策費198万9,000円の増は、それぞれ実績見込みによるものです。

43ページ。4款2項1目．塵芥、し尿処理費568万8,000円の減は、13節．委託料の実績見込みと一部事務組合の負担金確定に伴う東部清掃施設組合負担金の減等によるものです。

44ページ。5款1項1目．失業対策費233万6,000円の減は、事業実績によるもので

す。

45 ページ。6 款 1 項 3 目。農業振興費 2,687 万 4,000 円の減は、入札残または実績見込みによるもので、歳入 25 ページで説明したとおり青年就農給付金 975 万円等の増はあるものの、産地形成促進施設整備費補助金 1,989 万円、新規就農一貫支援事業補助金 503 万 4,000 円の減等によるものです。5 目。農地費 70 万 8,000 円の減は、農業集落排水事業特別会計への繰出金で、農業集落排水事業特別会計でご説明いたします。

46 ページ。7 款 1 項 1 目。商工振興費 430 万 5,000 円及び 2 目。観光費 7 万 5,000 円の減は、実績見込みによるものです。

47 ページ。8 款 2 項 2 目。道路新設改良費 288 万 6,000 円の減は、沖縄電力の事業が地権者等との調整に時間を要し工事延長のため無電柱化推進計画負担金 270 万円の減等によるものです。なお、事業は平成 27 年度から平成 28 年度に計画変更となっております。3 目。生活環境整備費 1,232 万円の減は、歳入 23 ページで説明したとおりとなっております。

48 ページ。8 款 4 項 1 目。都市計画費 1,638 万 9,000 円の減は、下水道事業特別会計、区画整理事業特別会計繰出金の減によるもので、各特別会計でご説明いたします。3 目。街路整備事業費 30 万円の減は、実績見込みによるものです。

49 ページ。9 款 1 項 2 目。災害対策費 379 万 9,000 円の減は、入札残等によるものです。

50 ページ。10 款 1 項 2 目。事務局費 88 万 1,000 円の減、51 ページ 2 項 1 目。学校管理費 480 万 9,000 円、2 目。教育振興費 75 万 7,000 円及び学校建設費 1,005 万 3,000 円の減は、実績見込みによるものです。

52 ページ。3 項 1 目。学校管理費 110 万 4,000 円、教育振興費 138 万円の増は実績見込みによるものとなっております。

53 ページ。4 項 1 目。幼稚園費 1,450 万円の減は、津嘉山幼稚園の園児増に伴う給食用テーブル等購入のための備品購入費 25 万円の増はあるものの、実績見込みにより特別支援教育支援員等の臨時職員賃金 460 万円、北丘幼稚園大規模改造工事 509 万 8,000 円の減等によるものです。

54 ページ。10 款 5 項 1 目。社会教育総務費 43 万 6,000 円、2 目。公民館費 39 万 7,000 円の減は実績見込みによるものです。

55 ページ。10 款 6 項 1 目。保健体育総務費 54 万 1,000 円は、光熱水費及び燃料費の実績見込みによる増、2 目。共同調理場運営費 178 万 1,000 円の増は、配膳用テーブル等を購入する備品購入費の計上によるものです。

56 ページ。12 款 1 項の減は、平成 15 年度許可の臨時財政対策債の利率見直し、（1.4 パーセントから 0.4 パーセントに減）などによるものです。

57 ページ。14 款 1 項 1 目。予備費 9 億 5,000 万円の増は、平成 26 年度連結実質収支額が赤字にならないための対応として補正するものとなっております。以上が議案第 17 号

平成27年第1定例会3月9日

平成26年度南風原町一般会計補正予算（第10号）の概要説明であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 大名の生活環境整備費、歳入の方で事業採択ができなかったと説明したのでしょうか。下水排水路を整備する地方改善施設整備工事業の事業採択ができなかったので皆減だと、これはどういうことなのか。南風原町でここは整備しなければいけないと県か国に出したのだけれども、認められなかったということなのか。そうであればどうするのか。整備する必要があると事業計画をしたと思うのですけれども、そのへんはどのようになさるのかお聞きしたいと思います。

それからもう1つ、みつわ保育園分園の事業取り下げに伴う減なのですけれども、そのことによって待機児童の問題はどうなるのか。分園で30名ぐらいですか、それで何名か待機児童の解消になると計画があったはずなのですけれども、やらないことでどのような影響が出るのかお聞きしたいと思います。

町民広場の植栽の件なのですけれども、当初予定していた工事では抜本的な対応ができなかったということで補正減です。木が枯れるとかいうことだったのかな。それにはどう対応するのか。もうやったのかどうか。この3点をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。1点目の地方改善整備事業でございますけれども、南風原町はかなり以前から宇本部、津嘉山、照屋、喜屋武の生活排水関係の整備を進めてきておりまして、例年だいたい同額程度を要望しております。平成26年度につきましては、生活改善の事業を実施したいと手を挙げる市町村が多くなっておりまして、近年ずっと続けております南風原町は平成26年度について次回に回したいという調整等がございました。平成26年度につきましては、事業全部平成27年度に回すことで調整してきているものでございまして、平成26年度で予定しております大名地内の下水排水路につきましては、平成27年度予算で計上させてもらっておりますのでよろしくお聞きしたいと思います。以上でございます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。歳出41ページで2,511万7,000円、みつわ保育園分園が減になっています。当初、0歳児15名のスペースで考えていました。15名を移

すことによって1歳児以降の人たちが現在いるところから増えてきますので、おおむね30名を予定しておりました。12月で補正していろいろ計画どおり進めておりましたけれども、地主等の関係がありまして今回はできないことになりました。これについては、平成27年度以降、園としてもぜひ分園等したいとのことですので、今後また取り組んでいく考えでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 知念 功君 お答えします。町民広場の件ですが、当初は擁壁のところにあります植栽の部分から庁舎の正面玄関に向かう歩道側の植栽枡がございますが、そこで何本か枯れているものがございまして、町民広場の擁壁側から枯れていないものを移植するという計上しておりました。その工事を進めようと造園業の専門の方々から意見をお聞きしますと、基本的にここの土質はすごく水はけが悪いと、そのまま移すとまた枯れますよとアドバイスがありまして、ではどのような植え方があるのかと相談しました。擁壁側の場合ですと例えば帯状に1メートルか1メートル50ぐらい掘って土を入れる、あるいは1本1本のところを少し土を入れ嵩上げして植える、そういう方法がありますということでしたが、例えば帯状に掘ってやると擁壁の基礎の部分に問題が起こる可能性もあるという指摘もありまして、町民広場を改善するにはそういう諸々の条件が整わなければ工事着手できないということで、今年度に関しては一旦取り下げしまして、次年度以降に抜本的な土壌の改良も含めながら植栽改修に当たりたいということでございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 みつわ保育園ですが、分園をしてそこに0歳児をして、今の所に30人ぐらい1歳児からやる予定だったものがいろんな事情があってできなかったと、今後やるとのことですが、この分園ができなかったことで例えば次年度からとかとか、これが何年度完成だったのかもありますが30人が入れなくなったわけですからそのことへの影響はどうなのか。要するに、待機児童30人解消する予定ができなくなったということになるわけでしょう。それとも新しい子ども・子育て支援事業が出て事業所も認可保育園というかたちでできたなどあるわけですから、こういうことで解消できるのかどうか。その分園ができなかったことで30人対応できないわけですから、次はどうなるのかということ。その点をもう少し詳しくお話をやってもらえませんか。

それから、植栽ですが、平成26年度はできなかったけれども平成27年度にやる予定なのですか。まだはつきりいつとは決まっていない、これからやるということなのか。はつきり見ていないのだけれども、その植栽がないことによっていろいろ影響があるのかどうかよく分からないのですが、ぜひ検討して良い町民広場ができるようがんばってください。

平成27年第1定例会3月9日

い。要するに、平成27年度もまだということですね。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。現在、子ども子育て会議で計画書を作っていく予定であります。スタートが平成27年度からおおむね5年の計画で、待機児童については3年後ゼロにする計画でございます。前回12月で、前倒しをしてみつわ保育園とさんご保育園で分園をするということをお願いをして予算計上したわけですが、諸般の理由で今回できなかったということです。これについては、平成27年度からスタートして3年間でやるという、まだ計画の答申も受けていないわけですが、その数字に合わせて認可したり分園をしたり他の小規模保育だとかいろいろな施設を整備していくこととなります。みつわ保育園も今後ぜひやりたいとのことですので、早ければ平成27年度、遅くとも平成28年ぐらいには着工して待機児童ゼロに向けてやるという気持ちを示しています。町としても今後もやっていきたいと思っております。特に今年遅れたから3年後駄目ということではなくて、今後どんどん進めていきたいと考えております。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時51分）

再開（午前10時52分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 質問します。別表2の明許繰越です。議案の概要説明を見ますとほとんど職員の対応ができなくて工事の遅れがなかったかと私はそのように見えています。対応できなかったから遅れた。それぞれ遅れたというのは、業者が遅れたのではなくて請負人が遅れたのではなくて、職員の対応が遅れて工事発注の遅れであるとかいろいろな条件がそこには出ていたのかと思います。そこでその職員の遅れが原因だと思っておりますが、対応に問題があつてと言いますかそれで工事が遅れた、それで明許繰越しなければならぬ、それが原因だと思っておりますが、どう思われるかです。

それから、ハードである職員があまりにも少ないのではないかと。担当する職員が少なく、例えば用地交渉であるとかいろいろな面において対応できなかった、遅れた、あるいは工事も然りです。私はそのように考えますが、職員が少ないために負担過重で工事も遅れたのではないかと考えています。

それから、明許繰越のなかに工事着工できなくて全額明許繰越したものがあるのかどうか、それも併せて答えていただけますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。第2表の繰越明許費補正のなかで質問は工事関係だとお聞きしておりますので私のほうでお答えします。本年も繰越がかなり出ております。これにつきましても対応等について努力はしておりますけれども、特に事業関係の繰越で工事の職員対応による遅れというものはございません。その繰越の中身がほとんど用地補償費が主で繰越となっている事業でございます。と申しますのは、各事業につきましては予算が単年度主義となっていることから、その年度で用地の交渉に入りまして契約を結びます。契約を結びましたら例えば物件、住宅の場合はそれから設計の前に移転する箇所の選定、それが決まりましたら住宅の設計、工事が入りまして、それから工事完成してはじめて引越しをしまして補償しております旧住宅を取り壊します。取り壊しを見届けてはじめて事業の対応となることから、単年度で行うには非常に期間的に厳しい内容となります。それで用地だけではなくてそこに物件がある場合は、今までの例から申し上げますと繰越を余儀なくされていくのが現状でございます。例えば用地、物件の交渉につきましては、その年度のだいたい6月の後半から7月にかけて工事価格が公表されますので、その時点で物件調査をしまして単価を見直しいたします。その額が確定してから本格的に各地権者との交渉に入ります。それから実質的な補償がスタートするというところで、旧物件を取り壊して更地にするまでにはほぼ1年から1年半かかりますことから、用地・物件の絡む事業につきましてはほぼ繰越が例年でているということでございます。今回の繰越のなかで直接用地・物件に絡みませんのは町道150号線及び町道276号線で、用地と工作物につきましてはスムーズにいきましてそれが要因ではなく、県道に取付ける協議がなかなか整わなくて、それに伴いまして道路の工程関係が正式に決まらず、それが確定するまで着手できなかったということが原因で遅れたのがこの2件です。残りの事業につきましては全て用地・物件の補償関係が主な理由となっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 今、部長が言ったように用地絡みであるとか物件絡みであるとかそういう条件があるでしょう。けれども、これも職員がきちんと対応できれば計画どおり期間どおり事業が執行できます。あなたがおっしゃるように、予算は単年度主義でしょう。単年度でできるから予算編成をしているのではないですか。最初からこの事業は明繰だということをやるとしたら、継続事業としての手続きもあるでしょう。皆さんは単年度でできるから平成26年度に予算計上したのではないのでしょうか。当然、用地交渉も物件補償もクリアできるという判断で工事の発注をしたのではないですか。違うのかな。当然それがクリアできてはじめて工事の発注をすべきじゃないのか。それについてどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 確かに清文議員おっしゃるとおりで、予算につきましてはその年度執行できるものとして計上となっております。用地物件につきましては、対地権者があることからなかなかこちらの予定どおりに運んでいないことが一つの原因であります。もちろん、私どもの補償交渉の力もございます。しかし、こちらも極力、用地交渉につきましては先々、相手の希望する資料関係を整える、また担当ではなくて担当課長若しくは私も含めて協議調整にはできるだけ年度内に執行できるよう努めているところではございますけれども、用地の補償条件等、先方との合意に至るまでには若干の時間を要することから物件の伴う用地関係につきましては繰越を余儀なくされている状況でございます。今後できるだけ繰越がないように、単年度で収めるように努力してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 今いろいろ答弁がありました。用地交渉であるとか物件補償であるとか、当然工事発注するときはこれが解決してはじめて請負契約、工事発注するものと理解しています。そういった絡みがあるのに工事発注したってあとで問題がいろいろ生じてくるでしょう。工事が遅れることによって、業者にも迷惑をかけますし、地域の皆さんにも町民にも迷惑をかけます。そういったものは避けて、解決して事業執行するべきだと思う。今のやり方からすると正に請負業者にも迷惑になる。そして町民にも迷惑になります。今言ったように、全てが解決してはじめて工事発注されるものだと理解しています。そういった課題を抱えたまま工事発注をすると苦勞する、やるべきではないだろうと思う。それで先言ったように、職員が足りないために用地交渉も遅れる、物件補償の交渉も遅れる、そういうことが原因ではなかったと部長がおっしゃるのでそう信じましょう。予算は単年度主義だから、当然その年度内に終わるのが当たり前、終わらないというのはよほど災害であるとか予測しないことが起こってはじめて工事が遅れるものだと思っています。そういったことで、町民に迷惑をかけない、業者に迷惑をかけない工事方法をぜひ検討されて、単年度事業なのでですから明繰がないように取り組んで欲しいことを申し上げますね。以上、私の質問はこれで終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 会計課長に財政調整基金についてお聞きしたいと思います。今回、大幅な取り崩しがあり、残高が8億円程度にしかありませんけれども、平成27年度予算に

平成27年第1定例会3月9日

おいても3億5,000万円あまり取り崩す予定をしております。今年度の一借あるいは支出等々において大変な支障があると思うのですけれども、これについてのお考えはどうか。残された基金での今年度の見通しはどうか。年度末でこれから約10億円程度借入れをしようと思うのですけれども、その対応等について支障はないのかお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 会計課長。

○会計課長 金城直子さん では、玉城議員のご質問にお答えします。会計課長として資金運用についての質問ですけれども、去年から資金ぶりに関してはだいぶ厳しい状況で、基金の借り入れで運用をしていましたが今年からは基金の借り入れも厳しいということで金融機関からの借り入れで対応していきまして、借り入れに関しては企画財政課で対応しており、今のところ心配はございません。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 企画財政課長等との調整もやっていると思うのですけれども、今回、先のため予備費9億5,000万円ありますが、たぶんに繰越でそれほど残らないと思います。財政調整基金の今後の見通しについてはどのように考えておられるのか。金額的にも大変厳しいと思うのですが、大丈夫なのか。今年度及び次年度の見通しはどうなっているのか、担当者のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。予備費に今回、9億5,000万円の増額ということであります。これは議員からもありましたように、前年度の決算で議会、それから監査委員からもご指摘のありました連結の赤字です。どう赤字を出さないかというようなことで、平成26年度では赤字を出さず連結で黒字にする苦肉の策と言いますか、対応ではあります。ただ、この概要説明でも触れたのですが、前期高齢者の調整制度について県内でも全市町村の大きな課題となっておりまして、このへんの動向を注視するというのが今後の本町としての大きな課題です。それをやはり財政町政基金を使いながらうまく財政運営を進めているというのが現実ではあるのですけれども、それをすぐ国民健康保険の赤字に補填するとそれはそれで国保運営の継続としての赤字は解決されるのですが、果たしてそういった対応でいいのかといったこともありますので、当面の間は予備費に補正増をして連結を黒字にしていくという対応です。おっしゃるように年々この財政調整基金も厳しくはなっているのですけれども、この9億5,000万円につきましても決算が終わったらま

平成27年第1定例会3月9日

た収支の部分で黒字になりますので、一旦はまた財政調整基金に入れるということで、それが全て減額になるということではございません。本年度とさほど変わらない財政調整基金の残高になると考えておりますが、いずれにせよ本町の現状におきましては、国保の課題が喫緊の重要な課題であるというのには間違いございません。今後とも町長を先頭に町村会、全市長会、県と一緒にあって取り組む必要があると考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 最後にこの予算の厳しい状況は、おっしゃるように国民健康保険で前期高齢者の年間約4億円あまりの赤字が大変響いてくると思うのですけれども、県も平成29年度に改善を目指しているようであります。それにしても年々これだけの赤字に対応するためには財政調整基金がいくらあっても足りないと思うのです。ですから、今回大変厳しい状況であるのですけれども、これで乗り切れる方策を全庁的に考えていかなければいけない状況だと思います。ぜひ町長を先頭に企画財政課も一緒にあって取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第17号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第17号 平成26年度南風原町一般会計補正予算(第10号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。休憩します。

休憩(午前11時14分)

再開(午前11時25分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第5. 議案第18号 平成26年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第18号 平成26年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第18号 平成26年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) 平成26年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,536万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,336万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 平成26年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、補足して内容のご説明をいたします。今回の補正は、国・県支出金、その他の交付金の通知等に伴う補正等と保険給付費、償還金等の増により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ1,536万円を増額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は54億1,336万1,000円となります。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。1款1項1目. 一般被保険者国民健康保険税512万7,000円の増は、2目. 退職被保険者等国民健康保険税52万9,000円の減は、平成26年12月末現在の調定額に各々の節ごとの平成25年度の収納率を乗じて得た保険税額を計上しております。

7ページをお願いします。4款1項1目. 療養給付費等負担金1,762万5,000円の減は、平成26年度国民健康保険療養給付費等負担金の変更申請に基づく計上でございます。2目. 高額医療費共同事業負担金522万6,000円の減は、歳出20ページの高額医療費共同事業医療費拠出金2,090万3,000円の減によるものです。なお、国の負担率は4分の1となっております。3目. 特定健康診査等負担金99万3,000円の減は、平成26年度国民健康保険特定健康診査交付決定通知による計上でございます。

8ページをお願いします。4款2項2目. 財政調整交付金681万1,000円の減は、歳入歳出不足調整額の計上によるものでございます。

9ページでございます。5款1項1目. 高額医療費共同事業負担金522万6,000円の減は、歳入7ページの国庫支出金の説明と同様で歳出20ページの高額医療費共同事業医療費拠出金2,090万3,000円の減によるものでございます。県の負担金も国と同様で4分の1の負担率となっております。2目. 特定健康診査等負担金72万円の減は、平成26年度国

民健康保険特定健康診査県負担金交付決定通知による計上でございます。

10 ページでございます。6 款 1 項 1 目。療養給付費交付金 1,518 万 6,000 円の減、2 目。療養給付費交付金（老人医療費拠出金等）は、293 万 6,000 円の増で、社会保険診療報酬支払基金からの平成 26 年度退職者医療交付金変更決定額通知による計上でございます。

11 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目。高額医療費共同事業交付金 1,033 万 6,000 円の減、2 目。保険財政共同安定化事業交付金 2,928 万 6,000 円の増は、沖縄県国保連合会からの平成 26 年度高額医療費共同事業拠出金・交付金実施状況通知及び平成 26 年度保険財政共同安定化事業拠出金・交付金実施状況通知に基づく計上でございます。

12 ページでございます。10 款 1 項 1 目。一般会計繰入金 3,842 万 9,000 円の増は、1 節。保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）が保険税軽減額の増により 1,109 万 4,000 円の増、2 節。職員給与費等繰入金は、一時借入金利子償還金及び職員手当の減により 150 万円の減、4 節。財政安定化支援事業繰入金は、国からの平成 26 年度国民健康保険繰入金についての通知により 2,607 万 6,000 円の増、7 節。保険基盤安定繰入金（保険者支援分）が保険税軽減者数の増により 275 万 9,000 円の増によるものでございます。なお、例年一般被保険者療養給付費の 5 パーセントを繰り入れる、その他一般会計繰入金（平成 25 年度実績 1 億 1,725 万円）の計上は、今年度はございません。

13 ページをお願いします。12 款 4 項 1 目。一般被保険者第三者納付金 49 万 3,000 円の増、3 目。一般被保険者返納金 74 万 6,000 円の増は収入実績による計上でございます。6 目。雑入 99 万 5,000 円の増も収入実績による計上で、沖縄県国保連合会からの平成 25 年度診療報酬審査支払手数料等の精算金の返還 68 万 9,000 円が主なものとなっております。

引き続き、歳出についてご説明いたします。14 ページでございます。1 款 1 項 1 目。一般管理費 70 万円の減は、職員手当 70 万円減による計上でございます。

15 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目。一般被保険者療養給付費 905 万 1,000 円の増は、実績見込みによる計上でございます。

2 目から 4 目は、財源補正でございます。そして、16 ページから 19 ページについても財源補正でございます。

20 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目。高額医療費共同事業医療費拠出金 2,090 万 3,000 円の減、2 目。保険財政共同安定化事業拠出金 1,097 万 6,000 円の減は、沖縄県国保連合会からの平成 26 年度高額医療費共同事業拠出金・交付金実施状況通知及び平成 26 年度保険財政共同安定化事業拠出金・交付金実施状況通知による計上でございます。

21 ページでございます。8 款 1 項 1 目。特定健康診査等事業費 192 万 5,000 円の減は、実績見込みによる委託料の減による計上でございます。

22 ページです。10 款 1 項 1 目。利子 80 万円の減は、一時借入金利子の実績見込額減による計上でございます。

23 ページでございます。11 款 1 項 3 目。償還金 4,161 万 3,000 円の増は、1 細節。国庫

平成27年第1定例会3月9日

支出金が4,045万4,000円の増で、内訳は平成25年度国保療養給付費等負担金の確定による超過交付額の精算額3,969万5,000円、平成25年度特定健診・特定保健指導の実績報告による精算額75万9,000円となっております。2細節. 県支出金が115万9,000円の増で、内訳が平成25年度特定健診・特定保健指導の実績報告による積算額75万9,000円、平成24年度県の調整交付金の超過交付額の返還分40万円となっております。以上が、平成26年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 1点だけお聞きしたいのですけれども、一般会計からの繰り入れが今度はなかったとのことですが、これはなくても大丈夫ということなのですか。昨年度は赤字決算、連結でも赤字を出していて、それとももっと補正をするのですか。もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。一般会計でもご説明がありました。今回の赤字が、8億円から9億円ほど国保で出る予定です。今まで4億9,000万円あまり、約5億円の繰入流用を去年もしました。今回も約3億円から4億円赤字が出るだろうということで、おおむね8億から9億円の赤字を予定しています。それを受けて、連結決算の黒字のために一般会計で9億5,000万円を予備費に計上ということです。これについては、前期高齢者の交付金が町長はじめ沖縄県の賠償で国・政府に陳情して、原因については国も分かったということで一定の理解を示しているということです。これがどうかたちで交付金が増えるかについては、まだはっきりしておりませんが、沖縄県全体としても平成30年度の都道府県の単一化に合わせて交付できるのかということところです。例えば交付金があった場合、当然、国保にくるはずですので、国保で受けて赤字を減らしていくとかたちを取ったほうが良いと、南風原町としてもこれだけ赤字が増えているのですよということを国にもぜひ見て欲しいということで、南風原町は赤字計上を増やしていくということで、今回の繰り入れはしてございません。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩(午前11時41分)

再開(午前11時46分)

○議長 宮城清政君 再開します。他に。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 1点だけ聞かせてください。予算で言うと15ページですか。それから、皆さんの概要説明で言うと1ページです。4款1項1目、療養給付費。平成26年度の変更申請に基づいて減になったと、これは国の負担金ですか。療養給付は上がってきた、けれどもの変更申請で減になった理由。変更申請で減になった理由、どういった理由で減になったのか。制度が変わったのか、それとも何か負担率と言うのか給付率が正されたのか。その変更になった理由、申請しなければならない理由をもう少し詳しく説明してくれますか。療養給付は皆さんが言うように、歳出の2款1項で増えましたね。けれども、ここで言う財源の内訳からすると、2,000万円国の交付金が減っているわけでしょう。これも皆さんの概要説明からすると変更申請に基づいてとのことですから、その変更申請をしなければならない理由、なぜそうなるのかをもう少し詳しく説明してくれますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。議員の質問は15ページの2款1項1目、療養給付費の件だと思います。950万1,000円の補正増ですということで、財源内訳で国・その他一般財源ということで動いています。これについては、まずその他というのは一般会計繰り入れなどそういうものがございます。あるいは税が増えたとかいうものが一般財源になりますので、例えば今回、繰入金12ページ、3,800万円あまり増になっていますうちの1目、4目、7目が給付費等に充当するわけです。ですから、このへんの都合で国庫金を減らしてその他の収入とか一般財源、税などで充てましたということです。給付費、支払う額は増えていますよ、この財源はどこから充てましたよという表し方です。国庫金を減らしてした部分、一般財源、税の部分あたりをここに充てましたよという表し方になります。この財源をトータルして950万1,000円を増やしたということです。そのほうが補正額0円で財源補正と右側に書かれているのも、実際同じ額なのですけれども、国やその他の部分が増えたり減ったりして財源が変わりますよということですね。16ページ以降、何点かありますけれども、国・県あるいはその他の部分をどこに充当するかという振り分けでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 今説明がありました、概要説明で1,762万5,000円減になっているわけでしょう。歳出では療養給付費が増えているのになんでそこに変更申請しているのか。増える変更申請なら分かるが、減になる変更申請というところをもう少し詳しく説明してくれますか。減額申請をやる理由を聞きたいわけです。歳出で増えている、補正増しているわけでしょう。けれども、交付金などが1,762万5,000円減額になるということ

平成27年第1定例会3月9日

で、減額補正されるのですからその理由。歳出は増になるのに歳入が減になる理由、その変更申請の理由がよく分からないので説明してくれますかということです。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。歳出が増で歳入がなぜ減かの質問ですね。療養給付費が増えると基本的に歳入7ページは32パーセント増えるのが普通です。今回については、退職分はまた別なのですけれども、その他に入る収入ですとか一般療養給付費からこの分は引くとかいろいろございます。そのへんの変更をしていくと、実際は歳入について実績で計算するところはマイナスになりましたということで、議員が言うようにここが伸びると当然伸びるといふことなのですけれども、計算をするとこの数字が出ましたということです。単純に32パーセント掛けるということではありません。そういうことで、逆転のかたちになっていきますけれども、実はそうになりましたということでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 歳出をまずしっかりと予算措置をしていく、そして財源をそれに補填していくというのが国保運営の原則でしょう。だから先に言いましたように、同時に歳入も確保しなければならない。歳出をしっかりと責任持てる運営をしなければならないので、当然歳入も確保しなければならない。そういったことで今質問しましたが、いろんな条件がそこにはあるわけですね。条件を揃えてやってみたら変更申請を実績に基づいてということになるのでしょうか。そういう実績に基づいて財源の確保できた、だから変更申請をしたということで解しているか、どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 ご説明します。国保の給付費ですが、去年の実績は約21億円で、多い月は2億円超えます。少ないときには1億7,000万円だとか、月々で変わりますので、最終補正としては当然歳出に合わせて最大限と言いますかいつでも払える予算を組まなければいけないという部分がございます。歳入はくる予定で抑えて組むというところがございます。そういうこともありまして今回このような差がございますが、歳出についても若干と言いますか余裕で組んでいて、おおむね5,000万円は多めに組んでいます。ですから、最後に不用額のかたちで決算のときに出てくるとご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

平成27年第1定例会3月9日

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第18号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第18号 平成26年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。休憩します。

休憩(午後0時00分)

再開(午後1時00分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第6. 議案第22号 平成26年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第22号 平成26年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第22号 平成26年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 平成26年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,570万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 議案第22号 平成26年度南風原町後期高齢者医療特別会計補

平成27年第1定例会3月9日

正予算（第3号）について、補足して内容の説明をいたします。今回の補正は、後期高齢者医療保険料の増等により、後期高齢者広域連合納付金等歳出の増額補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ385万7,000円を増額し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は、2億2,570万7,000円となります。それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。1款1項1目。特別徴収保険料136万8,000円の減は、平成27年1月末の調定額に徴収率100パーセントを乗じて得た保険料額を計上しております。2目。普通徴収保険料231万4,000円の増は、1節。現年分普通徴収保険料200万1,000円の増で平成27年1月末現在の調定額に徴収率見込99パーセントを乗じて得た保険料額の計上及び2節。滞納繰越分普通徴収保険料31万3,000円の増で実績見込みによる計上でございます。

7ページをお願いいたします。3款1項1目。一般会計繰入金291万1,000円の増は、1節。事務費等繰入金職員手当等10万円の減及び2節。後期高齢者保険料保険基盤安定負担金（保険料軽減分）301万1,000円の増で負担金確定による計上でございます。

引き続き、歳出についてご説明いたします。8ページになります。1款1項1目。一般管理費10万円の減は、職員手当等10万円の減による計上でございます。

9ページをお願いします。2款1項1目。後期高齢者医療広域連合納付金395万7,000円の増は、歳入6ページの後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料136万8,000円の減と普通徴収保険料231万4,000円の増及び歳入7ページ後期高齢者保険料保険基盤安定負担金（保険料軽減分）301万1,000円の増によるものでございます。以上が、平成26年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第22号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第22号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第22号 平成26年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されま

平成27年第1定例会3月9日

した。

日程第7. 議案第19号 平成26年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第19号 平成26年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第19号 平成26年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第5号) 平成26年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ637万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億294万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第3条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第19号 平成26年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の概要についてご説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正についてであります。下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ637万4,000円を減額し、補正後の総予算額が8億294万4,000円となっております。なお、詳細については、それぞれ歳入歳出の項目でご説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費であります。繰越額2億1,585万円の内訳は、委託費2,740万円、工事請負費1億6,745万円、補償費が2,100万円となっております。主な理由としまして、津嘉山第3雨水幹線工事で使用する土留などの仮設材が県内で工事が集中したことで不足し、調達等に期間を要したことによるもので、9月末完了を予定しております。

5ページをお願いします。第3表地方債補正については、320万円を増額し1億8,230万円となっております。

歳入につきましては、8ページからとなります。2款1項1目. 下水道使用料は、実績見込みによる118万円の増額補正となっております。

9ページでございます。5款1項1目. 繰入金。1,212万9,000円の減となっております。詳細理由については、歳入歳出それぞれで説明いたします。

10ページをお願いいたします。7款3項1目。貸付金元利収入は、実績見込みによる59万7,000円の増であります。

11ページ。7款4項1目。雑入。消費税還付金の確定による77万8,000円の増となっております。

12ページをお願いいたします。8款1項1目。町債。1節。下水道整備事業債については、下水道接続促進事業の実績により未普及解消下水道事業費への事業費調整に伴う10万円の増と建設負担金が確定したことによる310万円の増、合わせて320万円の増額補正となっております。

続きまして歳出でございます。歳出は、13ページからとなります。

13ページ。1款1項1目。下水道事業費。3節。職員手当等については、時間外勤務の実績見込みによる60万円の減であります。13節。委託料については、下水道使用料徴収委託料の実績見込みによる46万6,000円の減であります。19節。負担金、補助金及び交付金については、流域下水道建設負担金の確定による317万7,000円の増と流域下水道維持管理負担金の実績見込みによる596万5,000円の減で、合わせまして278万8,000円の減となっております。21節。貸付金については、水洗便所改造等貸付金の実績見込みによる129万円の減となっております。

14ページをお願いいたします。2款1項2目。利子。23節。償還金及び利子及び割引料については、公共下水道事業の利子分123万円の減額補正であります。これは、起債償還の実績見込等に伴う減であります。以上が平成26年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第19号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第19号 平成26年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第20号 平成26年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第20号 平成26年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第20号 平成26年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号) 平成26年度南風原町の地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ414万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,366万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第20号 平成26年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)についての提案理由とその内容についてご説明いたします。今回の主な補正の内訳は、報酬の140万2,000円と職員手当等92万円、補償費55万9,000円、公債費の125万9,000円の減額による補正となっております。

2ページをお願いいたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正についてであります。土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ414万円を減額し、補正後の総予算額が14億3,366万9,000円となっております。なお、詳細については、それぞれ歳入歳出の項目でご説明いたします。

続きまして歳入でございます。6ページをお願いいたします。5款1項1目. 繰入金。1節. 一般会計繰入金414万円の減については、7ページの報酬等140万2,000円と職員手当等92万円、物件補償費55万9,000円の減、8ページ公債費の125万9,000円の減による一般会計からの繰入金の減額補正であります。

つづきまして、7ページからの歳出でございます。2款1項1目. 事業費。1節. 報酬については、嘱託員の採用が年度途中になったことによる140万2,000円の減でございます。3節. 職員手当等につきましては、時間外勤務の実績見込みによる70万円と住居手当の22万円を合わせて92万円の減でございます。22節. 補償、補てん及び賠償金については、造成工事が完了し仮住居の補償期間が短縮されたことによる55万9,000円の減であります。

平成27年第1定例会3月9日

8ページをお願いいたします。4款1項2目、利子。23節、償還金、利子及び割引料は、土地区画整理事業の利子分50万円と一時借入金利子75万9,000円、合わせて125万9,000円の減額補正となっております。これは、起債償還の実績見込等による減であります。以上が平成26年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第20号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第20号 平成26年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第21号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 宮城清政君 号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第21号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） 平成26年度南風原町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,089万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

平成27年第1定例会3月9日

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第21号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の概要についてご説明いたします。2ページの第1表です。歳入歳出予算補正についてであります。農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万6,000円を減額し、補正後の総予算額が2,089万1,000円となります。なお詳細な内容につきましては、それぞれ歳入歳出の項目でご説明いたします。

歳入でございます。歳入は6ページからとなります。2款1項1目。農業排水使用料。太希おきなわ移転に伴う使用料の収入源による40万8,000円の減額補正となっております。

7ページをお願いいたします。4款1項1目。繰入金。1節。一般会計繰入金は、70万8,000円の減であります。詳細理由については、歳入歳出それぞれでご説明いたします。

続きまして歳出でございます。歳出は8ページからとなります。1款1項1目。事業費。13節。委託料については、汚泥再生処理センターが供用開始されたことに伴い、汚泥分析が不要となったことによる23万8,000円の減であります。15節。工事請負費については、実績見込みによる87万8,000円の減であります。以上が議案第21号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第21号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第21号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第21号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第23号 O C Rシステム備品購入の売買契約について

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第23号 O C Rシステム備品購入の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第23号 O C Rシステム備品購入の売買契約について O C Rシステム備品購入について、下記のとおり売買契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。記 契約の目的 既存O C Rシステム入れ替えに伴う備品購入。契約の方法 随意契約。契約金額 1,219万3,200円。契約の相手方 住所 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目27番24号 博多タナカビル。商号 株式会社ジェイエスキューブ。氏名 福岡営業所長 織田 学。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 O C Rシステム備品購入売買契約についてを説明いたします。まず、事業概要に入る前にこのO C Rシステムというものがいかなるものかその概要をご説明いたします。O C Rシステムは、光学式文字読み取り装置とされています。この機器が、現在、本町の徴税、国民健康保険税、その他納付書と各事業所からきます住民税課税のための給与支払報告書を読み取って、例えば納税であれば何期の何税を誰がいくら払ったとデジタルデータ化されて収納システムに行きます。その他の料金等についても同様の業務を行っております。そして、給与支払報告書もちょうど今、町民ホールで行っております住民税課税ですね。その各事業所からくるものを機械で読み取って、それも課税システムに数字として入り、誰にいくら払われて、源泉徴収がいくらで扶養がいくらでというのも瞬時にシステムへ変換するシステムです。もう1つは、これを画像として取り込んで、綴られた納付書から探すのではなくて、システム上でこの納付書の写しを見ることができるというように、複数の業務を行っております。このO C Rシステムで処理されている年間の件数でございますが、税等の収納関係が平成25年度で10万9,420件、給与支払報告書の読み取りで平成25年度が2万644件となっております。それぐらい日々使用されている機械でございます。現在使用されている機械が6年を経過して、すでにメーカーからも保証期間終了だとあり、仮に故障しても代替の備品がないということになっております。そのため、12月補正で備品購入費として認めていただいたものの今回契約となっております。なぜではこれが随意契約かでございますが、今回導入するO C Rシステムにつきましては、先ほどご説明した処理業務に対応可能であることです。数値として読み込む、画像として取り込む、給与報告書も納付書関係も同一機器で読み取れるということです。それから、本町が今使っている住民情報システムとの連携が当然スムーズ、円滑に行えるこ

とが必須であります。特に先ほども申しました納付書と給与支払報告システムを同一機器で読み込んでいる作業や画像イメージの管理は、本町が独自で行ってきている業務でございます。そのことから、これらの複数の業務に対応できて連携がスムーズに行える機械は、今ある機器の後継機器である提案しました機器以外の導入では非常に困難であるということでございます。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の、その性質又は目的が競争入札に適していないものに該当することとして契約方法は随意契約ということでございます。以上が議案第23号の概要説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 1,200万円余の金額を要してこれを購入するわけですか。省略化の観点から人手がどれぐらい減らされるのか。それから、この機械が持っている耐用年数と言うのでしょうか。それから、いろんなソフトが開発されてくると思うのですけれども、そのつどまた金額はその分だけ増えるのか。3点教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 省略化についてでございますが、先ほどの処理している件数が納付書関係で年間約11万件、給与報告書が2万件、それを仮にキーパンチャーが入力するとなりますと、どれぐらいの人数になるかは分からないのですが、よほどの人件費になるかと思えます。それからもう1つは、瞬時に読み取ること、そして機械ですから入力ミスがかなり少ないということです。そういうこともございまして、スピード化、効率化にはこの機器で対応したほうが断然正確性もスピードも上がるということで考えております。

耐用年数としては、代替の情報機器も含めまして5年とみています。現在の読み取り機も5年目を経過した時に、メーカーから保証期間は終了ですと言われております。

それから、ソフトについてでございますが、今回も議案書2ページにあります給報OCRパッケージというもので、105万円がここに含まれております。ソフトも一緒です。それから、制度改正についてもそんなに大規模な改修ではなくてほぼメンテナンスの範囲内でやっていただけるのもあると思うのですけれども、そんなに多額なソフトはないと、これまでもそういうことでしたので同様に考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

平成27年第1定例会3月9日

○3番 大城 勝君 これはいつごろ開発されたのでしょうか。それから、実績はどういった内容になっているのかどうかお聞かせください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 実際にこのOCRが開発されたのか、どれぐらいのコストで使えるようになったかまだ調べてはいないのですが、本町が導入したのは6年前となっています。それから、このジェイエスキューブは、ホームページから見ると全国の自治体1万1,000が利用というふうに見ました。結構メジャーな機器となっています。金融機関やそういう請負業者等もその機器が導入されているという情報もあります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 勝議員からも聞かれたかも知れませんが、マイナンバー制度の導入が予定されているわけですけれども、それとの係わりでこれに新たな、さらまたお金を要して整備が必要になってくる。これは、マイナンバー制との関係ではどのようなになっていくのか。その点について検討されていればお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。マイナンバー制度の導入に伴って機器を更新するのではなくて、先ほどお話しました6年経過しまして保証期間が終わるということです。あとは社会保障と税のためのマイナンバー制度と言われておりますので、給与報告書には入ってくると思います。ただ、他の納付書にそれがどのようなになるかはまた別です。ナンバー制度導入されたから大規模なというようなことは、今のところ見込まれていません。結論として、特にマイナンバー制度に伴う入れ替えではないということでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 マイナンバー制度に伴う入れ替えではないことは、先ほど保障期間が終了したから後継機器と取り替えるとのことでしたからそれはそれで結構ですけれども、マイナンバー制度への対応でこの機器がスムーズに適用できるということは確認していいわけでしょうか。そういう意味で、マイナンバー制度の時に更にまた同様な機能を有する機械を導入せざるを得ないということにならないかどうか、そのことを聞いています。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。マイナンバー制度が導入されて、また新たな購入は今のところ考えておりません。そして、この導入についても今回の入れ替えのときに今ある情報をとということで、いずれにしてもマイナンバー制度もこのシステム自体導入中ですので並行に、スムーズにいくような当初からの導入で対応していきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 高速の文字読み取り装置とのことですが、先ほどの10万件云々は年間で10万件処理するということだったのかな。この機械が、先ほど納付書処理云々とありましたが、納付書の処理とはどういうことなのか。私が納付書を持ってきますと、それを読み取るということなの。それだったら別に何万件も処理できなくても南風原町は3万人ぐらいしかいないので、そんなに早いものでなくてもいいような気がするのですけれども、これまで6年間使っていたということですがどういう処理を行うのか。例えば大量に納付書があつて瞬時にコンピュータに入れないといけないというときに、この機械がぱっと読んでいくというのだったら話はよく分かります。そうではなくて、税金を納めにここに来るわけですから、どのような処理の仕方をするのかが1点目の疑問点です。

それからもう1つは、もしこれが壊れたりしたときに、別で対応できるのか。故障している間は業務がストップということなのか。バックアップ体制はどうなるのか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。まず業務の説明です。仮に1人の方がいて国民健康保険税だったら納期が10期あります。固定資産税は4期です。保育料、給食費、それらのものがいろいろな金融機関、法人であれば県外もあります。さまざまな金融機関を通つてわれわれの指定金融機関に集められます。これを1枚1枚、人間が、Aさん何の税の何期、いくら、というように手で打つのか、のフォームに合わせた読み取り機に通してやるのかもありますし、それも量の問題からして年に11万件ですので精度の問題です。もちろん、特に給与報告書は読み込ませて、もう一度人間がチェックしますが、打ち出された納付書のミスはほとんどございません。どなたがこういった種類の納める額いくら、ということですね。これが瞬時にして収納管理システムに入りますので、この人はこの税を何期納めて終わりですという集計もすぐにできます。そういった業務をやっ

平成27年第1定例会3月9日

るということでもありますので、ぜひこれはマンパワーによるものではなくて、そういった読み取り機が必要であるということです。特に納めてかなり時間がたって、本来納めているのに納期を過ぎてあなた滞納ですよということも失礼の上にトラブルの多いケースです。そういったこともできるだけリアルタイムの処理に近いような対応をわれわれはやっていきたいということもあります。

2点目の故障のときですが、当然そういったような今言うようなことが起きますので、迅速にメーカーに来てもらって対応します。必要があれば代替機、いわゆる車検のときの代車のようなそういったものも含めて業務にできるだけ支障がないような対応をすることになります。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 こういふことですか。例えば町民が役場ででも他の金融機関でも税金を納めると、そのときの納付書で誰れさんが納めていますとこの機械に読み込ませてコンピュータで処理するということですか。毎日あちこちからこういう書類が集まってくる、これを処理してコンピュータに登録させる機械がこれだということなのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えします。そういうことでもあります。納付された方は、納付書の控えがあります。金融機関が取るものがあると思います。領収書が納付者に手渡されて、残りは金融機関が取ります。あれが各金融機関からめぐって本町の指定金融機関にきて役場に戻ってくるということですね。これを議員おっしゃったように、この読み取り機にかけて収納管理システムにいて、だれがいつの何期を納めましたと、この人はまだですというような業務に蓄積されていくことになります。

〔「休憩願います」の声あり〕

休憩（午後1時47分）

再開（午後1時49分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 いくつか確認をします。今使っている機種を取り替えだとのことでした。耐用年数の6年がきて、今後ともその機種の切り替えがつかないでいくのかということです。

もう1つは、これだけの機種ですので、町内の企業や県内の業者にはそういった方がいなかったのかどうか。随意契約ですから、そこだけしかいなかったのかどうか。町内の業

者、県内の業者でその機種を取り扱っている業者がいなかったのかどうか確認します。

それから、この機種の機能は全く変わらないのですか。高速読み取り、その機能は変わらないそのままのペースであるのか。変わるものがあるのであればそれも教えてください。以上3つについて教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。まず耐用年数との関係ですが、先ほどもご説明のなかでお話しました。メーカーから故障しても取り替える部品がありません、保障期間終了ですと言われたものを使い続けるリスク。先ほど宮城議員にも説明したとおり、日々かなりの量のデータ処理をしなければいけないということがございますので、良いか悪いかは別にして、最近の情報処理機は5年そこいらの耐用年数でアップデートされていくというのが現実でございます。それへの対応です。

もう1点は、町内業者、県内業者。これがこの機器の特殊性と言いますか、特に情報処理機です。今使っている住民情報システム。住民基本情報をベースに税とか国民健康保険とかそれぞれある、そこにうまく合致するようなシステムとしてプログラミングが構築されております。そこに合うのが、ジェイエスキューブの今回提案した機械だということでございます。絶対に100パーセントないかと言われればそうではないと思うのですけれども、たぶん購入の何倍の経費で今ある情報システムの改修が必要であることは容易に想像できますし、そういったことになると思います。トータルのもですね。われわれが特殊的な1つの機械で、納付書と給与報告書と画像処理を一手に行っているという、その業務に対応できるのはこの機械だということになって、福岡営業所との契約の提案であります。

機能でございますが、当然、5年、6年の後継機ですので、処理速度、精度は格段に優れたものになっていると確認しています。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それでは、こういうのはどうでしょう。機種の売買契約だったらリースはできないのか。5年契約のリースはどうなのか。どちらが経費的に安くつくのか。そういう計算をして、買ったほうが良いという結論に達したのかな。5年ごとに切り替えがあれば、安くなるのであればリースも考える余地があるのではないかと思いますかどうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。6年経過したものは、おっしゃるようにリースの契約でございました。当然、リースとなると5年、6年でそういった額を実際支払っているようなもので、あとはリース料に金利手数料のようなものが反映されておまして、現在使っているものは約5年間で保守料込み2,000万円ほどになります。このリースの手数料を除いたら、天秤にかけるとそのほうが安くなると考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 先に部長が話をされていましたが機種故障であった場合の保守をするとかいうことがありました。リースも同じですね。当然保障するでしょう。そういったことで、こういうコンピュータ関係になると悩むと思うが、例えば私は環境の杜の話をよくします。環境の杜のトレーニング器具は、1億何千万円もかけて全部リースです。これも5年、10年たったら全部取り替えということでやっていますが、物を買ったらその所有権は町にあるのだから、この物を今度はどこで保管するのか。この企業に買い取りをさせるのか。町の財産ですから、いろんな情報が入っているものですから勝手に処分はできないと思います。そういったことで、リースも1つの方法かと思います。町でそのまま保管するのではなくて、企業に引き取ってもらってまた新しい機種を入れてもらう、これも1つの方法かと思います。今、議案として出ているのは、機種の取り替えですので、当然前の機種も町の財産です。その古くなった機種はどのように保管するのか。どのように処分するのか、そのへんの問題も出てきませんか。逆に、最初からリースにしておけば、この機種は企業のものだから、そのまま新しいものと交換をして、古いものは企業が持ち帰る、ということでこちらの財産で処理する必要はなくなるわけですね。そういったことで、リースはどうかと質問しましたが、どうなるのかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。一般的にはありますが、どうしてもリースはリース料の分が嵩みます。金額的にはそうなります。これはもうさまざまなリースがそのようになると思います。5年間のリース期間が終わった時には、残存部分で買い取りますとか引き取ってもらうなどいろいろな契約があります。ケースバイケースで情報処理機はリースをやっているものもあるのですが、残存しているデータについて記憶装置の処理という別の課題があります。大事な住民情報ですので、漏えいがないようにきっちり破碎して処分するなど心掛けておりますが、今回のケースにつきましてはリースよりも買い取りのほうがトータルで有利だろうという考えでありまして、今後一切リースはないということではありません。ものやケースによってはリース、買い取りが契約によっては出てくるかと思えます。

平成27年第1定例会3月9日

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第23号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第23号 O C Rシステム備品購入の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の成立についてお諮りします。本定例会の開会から本日までに議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会(午後2時02分)